



近世說美少年錄

上

昭和十年八月十日印刷
昭和十年八月十四日發行

有朋堂文庫
近世說美少年錄上卷

(非賣品)

編輯者

塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目七番地ノ一

株式會社有朋堂

代表者

三浦正

印刷者兼
發行者

東京市神田區錦町三丁目廿二番地ノ二

印刷所

合資會社有朋印刷社

東京市神田區錦町一丁目七番地ノ一

發行所

株式會社有朋堂

不許複製

緒言

近世說美少年錄は、馬琴の著作中、所謂四大作（八犬傳、弓張月、巡島記、俠客傳）と雁行せる鑠心の長篇也。其始めて稿を起せるは、文政十一年八月、六十二歳の時にして、續編玉石童子訓は眼疾の爲め之を口授刊行し、當時述作の途中に在りし八犬傳、巡島記、及び新たに著手したる俠客傳と共に其完結を急ぎたりしも、天、壽を作者に假さず、遂に未完の書たるに終りしは、讀者の等しく遺憾とする所也。

本書は、戰國時代の二雄、毛利元就、陶晴賢を拉し來りて、之を善惡二種の美少年に假作して主人公とし、例の勸懲の旨趣を明かにせんとせしものゝ如し。然れども他の諸作に於て、主として局面の變化に得意の手腕を發輝

したるに反し、本書に於ては、作中人物の性格に特殊の注意を拂ひ人情の機微を穿ち、心理の變化を明かにするの點に於て、詳密自然を期したる痕あり。是れ本書が、馬琴が數百種の著作中にありて、特に一異彩を放てる所以の一なるべし。

今新たに本書を鉛槧に附するに方りては、文政十一年第一集刊行の木板本に據り、語格、用字例の如きも、すべて舊に従ひて改めず。唯、明かに備書の誤寫と認むべきものに就きては一々訂正を加へ、振假名は、凡て歴史假名遣に據れり。

大正元年七月

校訂者 武笠 三

近世說美少年錄第一輯序

將帥無當任。初出世也。乘風雲之會。而得其主。則佐順以討逆。功成而名爵丕顯。子孫承嗣。而爲一方屏翰者。爲不尠矣。昔者周防有大內氏焉。其先出於百濟國王。東明八世孫。王餘璋第三子琳聖。天朝推古天皇卽位一十九年。琳聖避唐兵之亂投化。而處于周防州佐波郡多多良濱。因賜姓多多良公。王子七世孫。多多良公正恆。稱大內氏。又數世而至朱雀朝。有大內藤根者。藤根十世孫備盛。壽永役從東軍。而有功焉。因任大內介。當時與千葉三浦富樫俱。謂之元功四介。人以爲榮。備盛立孫周防權介重弘。補於六波羅評定衆。重弘孫弘世。法名道階。自元弘建武擾亂。從事足利氏。依功爲周長石三州守。弘世生義

弘。義弘武略過父祖矣。明德役。與山名氏清戰。獲其首。相國道義公。嘉之。賜豐前及紀伊和泉。與舊封三州併管領六州。威名自是盛也。應永六年。義弘以佐界反。將襲華洛。軍敗見誅。其子持世遁去。隱于周防山口。相國則削豐紀泉三州。與之於有功者。且使義弘弟盛見繼其家。持世亦會赦。事得散。數年之後。盛見請持世爲嗣。相國可之。持世生教弘。教弘生政弘。政弘生義興。義興輔佐將軍慧林公。還於京師。其忠且有功。如五霸一般。由茲除三位補管領。時爲周長豐筑藝石及山城七州守。在京八年。財用不人。辭而歸周防。又數年而薨。義興生義隆。義隆暗弱。不思民之憂苦。豪奢無節。以富貴自負。於是爲其臣陶晴賢所弑。國竟亡矣。予一日繙軍記。讀而至義隆滅亡條下。未嘗掩卷不浩嘆也。蓋

義隆雖暗弱。然非有桀紂之惡。且封疆之廣。豈無一箇比干耶。而其身殂于斧鉞。七州瓦解。所以然者何也。位高德寡。帷簿不修。親愛佞人。是以禍發自蕭牆之內。不亦宜乎。乃者書賈千翁軒。揣刻又徵予著編。予意在。前條。即便編次。興隆二世事蹟。及美惡少年列傳。以塞責。皆是寓言。以勸懲。意匠類似唐山小說。寓言小說。君子不取也。譬之春華驩目。觀華銷日。寔無益也。然可醫鬱遺悶焉。是書亦有然。君子以此破獨坐睡魔。蒙昧以此爲迷津一筏。則勝於不見之歟。本輯方成。書賈又求序。搦管之際。思出于此。遂是爲序。

文政十一年暢月之吉

曲亭蟬史撰

近屬院本雜劇に載て、美少年と稱するものは、梅稚、愛護、衆之助、吉三などいふ類に過ぎず。多は皆是眉目の美にして、眞の美少年にはあらず。夫美は醜の對、惡は善の偶なり。然れば世に美少年あるときは、又惡少年なきことを得ず。且その美たるや、眉目の美あり、又稟性の美なるあり。惡にも亦相貌の醜惡あり、心術の醜惡あり。かゝれば容貌は美麗といふとも、その性毒惡なるものは、惡少年といはまくのみ。又容止は醜しとも、その性の美たらんものは、美少年とこれをいはん。況性と容止と、共に善美なるものは、是眞の美少年ならずや。よりてこの書のはじめには、貌は美にして性の美ならぬ、少年等が傳を作りつ。後に性と容止と、美なる少年傳をもて旨とす。是則善美あるときは、醜惡なきことを得ざるの義にして、書名に所云美少年は、末松鷺津日高等の、三少年の事に似て、その事にしもあらずかし。作者の用心數輯を累て、漸々にして見はるべきを、いまだ其所まで至らぬ程に、看官思ひ惑んかとして、聊こゝに自注を贅して、このことわりを書つくるになん。

近世説美少年錄上卷目錄

第一輯 卷之一

第一回……………一

諫を拒て管領古廟に陣す
屯を驚して水火驕將を懲す

第二回……………二四

窮危を脱れて弘元漁家に宿る
理亂を辨じて陀六俊士を資く

第一輯 卷之二

第三回……………三三

賊巢を突て弘元連盈を捕ふ
蛇穴を焼て義興禍胎を遺す

第四回……………五三

第一輯 卷之三

御廟野に興房阿夏に遭ふ
鴨河原に兩情春夢を結ぶ

第五回……………六九

綠巽亭に蛇孽胎に憑る
千本畛に兇徒命を喪ふ

第一輯 卷之四

第六回……………九五

密使茶店に貴翰を傳ふ
美婦子を携て情人を送る

第七回……………一二

二賊剪徑して父女を屠る
一妻羞を忍て兩讐に従ふ

第一輯 卷之五

第八回……………三

神僧歌を咏じて解脫を示す
阿夏計を定めて舊怨を雪む

第九回……………三三

駿馬流に臨て母子を全うす
美玉介と做て孤客を留む

第十回……………五四

關帝廟に少年義を結ぶ
福富村に幼女別を惜む

第二輯總論螟蛉詞……………一五

第二輯 卷之一

第十一回……………一七

舊情西を慕ふて阿夏起行す
遠謀程を警めて福富驢を分つ

第二輯 卷之二

第十二回……………二〇一

憂苦訴難く泣て歸帆を俟つ
繁華親易く漫に遨遊を事とす

第十三回……………二九

垂柳橋に客婦絃歌を賣る
俟鯖樓に洛人舊妓を認る

第二輯 卷之三

第十四回……………二三

苦雨初て霽て殘花春に遇ふ
樂地空しからず赤繩更に繋ぐ

第十五回……………二四七

青蛭厄を釋て子母故郷に還る
黃門情を察して艷童西家に留る

第十六回……………二五八

三碗の清茶暗に元盛を動す
一箇の湯鉢克く國友を悦しむ

第二輯 卷之四

第十七回……………二六九

狹豎利を説て季孟を和ぐ
墨吏勢を負て役夫を屠る

第十八回……………二八五

讒を信じて道永嬖臣に誓ふ
怨を祕して尹賢香西を陷る

第二輯 卷之五

第十九回……………二九七

茂林社に黒少捕らる
三石城に叔侄再會す

第二十回……………三二三

享祿の役君臣亂離す
鷹捉山に晴賢魔を逐ふ

第三輯 卷之一

第二十一回……………三三三

獵箭を飛して晴賢麗人を拯ふ
妖獸を追ふて直行少年に遭ふ

第二十二回……………三四八

上市郷に斧柄恩人を倡ふ
奇偶を感じて落葉姪女を妻はす

第三輯 卷之二

第二十三回……………三六五

知母補益して遠志を獎す
車前效を論じて常歸を留む

第二十四回……………三八五

直行惡力加減を恣にす
晴賢竊嘗て中毒に駭く

第三輯 卷之三

第二十五回・・・・・・・・・・・・・・四〇三

訟を聽て順政賊情を知る
嫺を陳て落葉恩赦を乞ふ

第二十六回・・・・・・・・・・・・・・四二七

多金を齎して落葉女壻を遣る
唐布を索れて晴賢義弟に遇ふ

第三輯 卷之四

第二十七回・・・・・・・・・・・・・・四三九

仙術を示して舌舐哄騙す
丹鼎を成りて福富指を染

第二十八回・・・・・・・・・・・・・・四五六

姦を詰りて有驗觀爐を破る
慾に耽りて大夫次家を亡す

第三輯 卷之五

第二十九回・・・・・・・・・・・・・・四七七

諫を遣して景市西都に赴く
璧を分ちて黄金東行を辭ふ

第三十回・・・・・・・・・・・・・・四九八

閨門を關して荷三太客を逐ふ
妓院に宿して朱之介禍に値ふ

近世説美少年録續編（新局玉石童子訓）

卷之一 上册

第三十一回……………五九

自傷の落花衆人を惑しむ
無明の臺月正婦を繋ぐ

卷之一下册

第三十二回……………五三七

書刀を昇して弘元母子を托す
寺僕に憑て兩少義姑を知る

卷之二 上册

第三十三回……………五五七

穴隙を鑽て二賊夜師徒を存す
生口を呈して兩少年疑獄を解く

卷之二 下册

第三十四回……………五七七

賞罰路を異にして乙藝家に還る
九四郎五金を晴賢に齎す

目
錄

近世說美少年錄

東都 曲亭主人 編次

第一輯 卷之一

第一回

諫を拒て管領古廟に陣す
屯を驚して水火驕將を懲す

聞道、往昔、惠林院足利義植卿初名將軍重任たりし時、周防長門、豊前筑前、安藝石見、山城七
箇國の守護なりける、大内左京權大夫多々良義興は、興復の功あるをもて、先代には例もなか
りし、管領職に補せられて、その身京師に在りしかば、執權政務一家に歸して、威勢高く時
めきたり。時に永正六年、己巳の春の比、南朝の大將なりし、菊池武政が嫡男、肥後守武朝が
殘黨に、菊池肥後太郎武俊と喚るゝもの、先亡の餘類を鳩めて、肥後國阿蘇郡、阿蘇山の古城
に盾籠り、近郷隣郡を亂妨して、をさく猛威を振ふよし、鎮西の守護大伴親春、太宰少貳等
が進らせし、急脚遞の使者、既に京師に到著して、具に注進したりける。是により室町殿には、

前管領高國、新管領義興、畠山尾張入道卜山、近江判官高頼等の諸老臣を、おん前に召聚合て、群議を凝し給ひけり。時に畠山尾張入道卜山、進出て稟すやう、菊池は元弘建武年間、入道寂阿、宮方にて、後醍醐天皇のおん爲に、戦歿をしたりしより、武光武政に至るまで、南朝に隨從して、一たびもその志を移さず、鎮西數箇國を横領して、掎角の勢ひを張りたれども、南北兩朝おん和睦ありしより、渠が弓箭は衰へたり。然ればこの時に方りて、先將軍鹿苑院義満公、菊池武政を征伐の爲、みづから數萬の精兵を將て、九州に御下向あり。武政路次に出逆へて、霎時は防戦ふものから、處々の支城を攻落されて、降参するもの多かりければ、終に弓折れ勢究り、せん術のなき隨に、旗を卷き兜を脱ぎ、阿容々と御陣に参りて、陳謝の辭を盡せしかば、即便寛仁の御沙汰をもて、和順の義を御許容あり。肥後半國を賜りて、聽て凱陣まし／＼けり。然りけれども武政は、なほ野心を改めず、一味の武士も彼此なる、城々に籠居つ、動すればおん下知に、從ざることも多かりき。有右程に武政は、老病に犯されて、終に身まかりたりし後、その子武朝も陣歿して、子孫民間に落魄り、その家終に絶たるよしは、人みな是を知らざるものなし。粵に年紀を俵れば、彼武俊は、武政が孫、武朝が子なるべし。父祖の武勇を繼んとて、纔に古城に寓るといふとも、いかばかりの事のあるべき、とは思へども